

# 担い手通信

第11号  
平成22年  
1月発行

大仙市集落営農・法人化支援センター  
大仙市太田町  
横沢字堀ノ内46  
TEL 0187-88-1920



大仙市農林商工部長  
藤原 薫

謹んで新春のお慶びを申し上げます。皆様には、農林業振興に日頃からご支援、ご協力をいただきまして、衷心より感謝申し上げます。昨年は日照不足などにより、水稲の作柄が心配されましたが、後半の天候にも恵まれ、県南の作況指数は「一〇一」の平年並みとなりました。また新たな政権が誕生したことにより様々な改革や刷新が進み、農業政策においても戸別補償制度等新たな政策が示されており、本年は大きな変革を迎える年

と感じております。これまで、認定農業者や農業法人、集落営農組織の組合員の皆様にお届けしている「担い手通信」は、水田経営所得安定対策をはじめとする各農業政策の内容や、担い手の皆様への支援事業等をお伝えするために、平成二十年の一月より発行し今年で三年目となりました。今後も農業経営の一助となりますように、大仙市集落営農・法人化支援センターの専門指導員が中心となり、皆様に新たな農業政策等の情報をお伝えしてまいります。本年も、職員一同、関係機関と一体となり地域農業の発展に取り組んでまいりますので、今後ともご理解とご協力をお願いいたします。皆様におかれましては幸多き年になりますようお祈り申し上げ、念頭のご挨拶とさせていただきます。



大仙市集落営農・法人化支援センター所長  
藤澤 壽一

平成二十二年の輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。激動の年続きでありましたが、世相を表す漢字も「変」から「新」となり（新政権、新大統領、新型インフルエンザ）、農業にとっては水田農業政策が戸別所得補償制度モデル事業、水田利活用自給力向上事業と大転換し農業経営者にとって戸惑いは隠せないものがあります。更には、農政の基本的方針を示した「食料・農業・農村基本計画」の見直し等不透明な点もあり、食料・農業・農村に希望を持てる制度に期待したいものです。集落営農・法人化支援センターとしても、大仙市の農業が制度におくられることなく全農家が効率的且つ安定した経営ができるよう情報を提供し、組織作りと法人化に向けた支援を強化し、市の指導のもと県、農協等一体となり、毎日少しでも笑いのたえない「百笑」暮らしが出来るよう努めてまいります。現実には厳しさでいっぱいですが、しかし農業は「無駄」も資源に言うことを忘れることなく。

「政治とは民を富まし、幸せな日々の暮らしを与えることである。民の骨血をしぼりつつ安楽とぜいをあがない権威を重々しくかざりたてるためではない。」  
上杉鷹山 「漆の実のみのるく」より

## ラインナップ

- 年頭のご挨拶
- 平成二十二年度からはじまる「戸別所得補償モデル事業」の概要
- 集落営農組織連絡協議会が発足
- 経営分析で採算をみる!? 「損益分岐点分析」ってナニ?

### 「集落営農組織連絡協議会」を設置

= 研修会では、「経理」について真剣に研修 =

かねてから集落営農組織より要望のあった、組織の相互の交流、関係機関団体等への要望・提言、組織による農業経営に関する情報提供などを事業とする「集落営農組織連絡協議会」が去る12月21日に設置されました。

当日は、26組織39名の集落営農組織の代表者などと関係機関の担当者が出席し、最初に協議会設置要綱を承認、続いて、大仙市集落営農・法人化支援センター藤澤壽一所長から集落営農組織運営状況調査結果が報告され、次に、秋田県農業協同組合中央会課長補佐杉淵忠彦氏から「集落営農組織の経理について」と題した講演が行われました。

その後、管内関係機関からの情報提供として東北農政局秋田農政事務所地域第四課課長補佐古郡喜弘氏より次年度から始まる「戸別所得補償モデル事業」の概要が報告されました。

なお、2年間の任期で次の役員が選出されました。

- |     |                  |     |      |
|-----|------------------|-----|------|
| 会長  | 四ツ屋第一集落営農組合 (大曲) | 組合長 | 草薙節雄 |
| 副会長 | 大巻営農組合 (西仙北)     | 組合長 | 進藤 巖 |
| 〃   | ファクトリー星宮 (仙北)    | 組合長 | 長澤典雄 |

### ～経営分析で採算をみる～

(農林水産省メールマガジンより)

農業経営の改善を図っていくには、ご自身の経営を分析してみることが大切です。

分析するには様々な方法がありますが、今回は、経営の安全性や収益性を判断するために使われている「損益分岐点分析」について紹介したいと思います。

損益分岐点売上高は、費用がちょうど回収されるのに必要な売上高、すなわち採算がとれるかどうか、収支トントンとなる売上高を示す指標です。赤字の時にいくら売上を増やさなくてはいけないか、あるいは黒字の時にいくら売上が減っても黒字のままにいられるか、といったことがわかります。

損益分岐点を求めるためには、費用を次のように分けて把握する必要があります。

- ・ 固定費：人件費、減価償却費など、売上の増減に関係なく一定額発生する費用
  - ・ 変動費：種苗費など、売上に比例して増減する費用
- 損益分岐点売上高は、「固定費 ÷ (1 - 変動費 / 売上高)」で計算できます。

イメージしやすくするために、具体的な数字で考えてみましょう。

《例》  
農産物を1ケース1,000円で、1万ケース生産販売する時に、固定費が700万円（このうち人件費が120万円）、変動費が300万円であれば、売上1,000万円と収支トントンになります。このときの式は次のようになります。

$$700万 \div (1 - 300万 / 1,000万) = 1,000万$$

これを応用して、例えば人件費を220万円に賃上げしたい時には、固定費に100万円を加えて、

$$800万 \div (1 - 300万 / 1,000万) = 1,143万$$

これを1万ケースで割ると、1ケースあたり1,143円で販売すればよいということがわかります。

ほかにも、販売量が減ったときに生産コストをいくら削減すれば採算がとれるのか、一定の売上のときはいくら利益があるか、販売単価に変動があった場合の損益分岐点はいくらか、といったことなどを算出することができます。

さらなる経営発展のためにも、簿記や作業日誌などの記帳情報やデータを活かし、ご自身の経営内容を把握・分析することは極めて重要であるといえますので、まずは簡単な分析から始めてみてはいかがでしょうか。

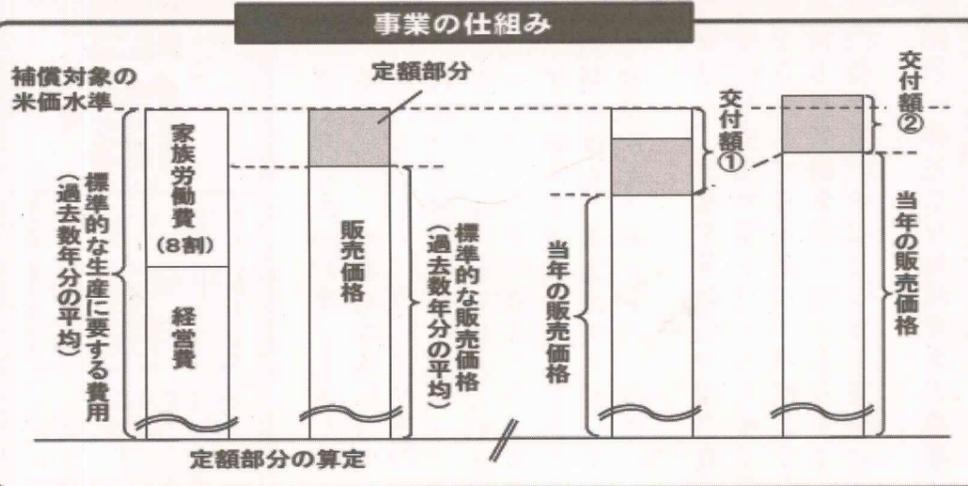


集落営農組織の代表者が、経理について研修



○ 米の「生産数量目標」に即した生産を行った販売農家(集落営農を含む)に対して所得補償を直接支払により実施する。

- ① 標準的な生産に要する費用(過去数年分の平均)と販売価格(当年)との差額を全国一律単価として交付
- ② ①の交付金のうち、標準的な生産に要する費用(過去数年分の平均)と標準的な販売価格(過去数年分の平均)との差額は定額部分として価格水準にかかわらず交付



今回の対策の5つのポイント

- ① 生産数量目標に即した生産者に対するのメリット措置。
- ② 地域協議会などを経由せず、国から直接交付金を支払う。
- ③ 米価変動に対応し、補償対象の米価水準まで所得を補償する、いわゆる「岩盤対策」。
- ④ 要件の確認などは、市町村や地域協議会などに委託。
- ⑤ 定額部分の単価は、20年度の生産費や21年度産の米価水準を見て12月に決定。

戸別所得補償概要発表

戸別所得補償の定額部分は1万5千円  
水田利活用自給力向上では3万5千円  
大豆は3万5千円

自給率向上事業

(水田利活用自給力向上事業)

○ 水田を有効活用して麦、大豆、米粉・飼料用米等の生産を行う販売農家に対し、主食用米並みの所得を確保し得る水準を直接支払により交付

助成金体系の見直し(イメージ)



事業の仕組み

① 助成単価

水田での作付面積に応じ、全国統一単価(その他作物を除く)で助成を実施

作物	単価(10a当たり)
麦、大豆、飼料作物	35,000円
新規需要米(米粉用・飼料用米・バイオ燃料用米、WCS用稲)	80,000円
そば、なたね、加工用米	20,000円
その他作物(地域で単価設定可能)	10,000円

※この他、二毛作助成(戦略作物)15,000円/10aを実施

② 助成要件

捨て作りを防止し、需要に応じた生産を促進するため、実需者との出荷契約等を確認

今回の対策の6つのポイント

- ① 作付規模、年齢を問わず、すべての販売農家が対象。
- ② 米の生産数量目標の達成に関わらず、対象作物の作付面積に応じて交付。
- ③ 作付拡大に対応できるように、作付面積の実績に応じて、全国統一単価で助成(その他作物を除く)。
- ④ その他作物に対する助成は、単価(10,000円/10a)に基づく支援率を設け、地域の実情に応じて柔軟に助成対象作物・単価を設定。
- ⑤ 水田の自給力の向上のため、新たに二毛作助成(戦略作物15,000円/10a)を実施。
- ⑥ 麦、大豆については水田経営所得安定対策に基づく生産条件不利補正交付金(ゲタ交付金)を引き続き交付(21年度の全国平均で小麦約40,000円、大豆約27,000円)

(参考1) 水田利活用自給力向上事業による農家の収入(10a当たりイメージ)

(単位:千円/10a)

	販売収入	販売収入 (流通経費除く) ①	経営所得安定対策 相当額 ②		水田利活用 自給力向上 事業 ③	耕畜連携 粗飼料増産 対策事業 ④	収入合計 ⑤=①+②+③ +④	経営費 (副産物価値除く) ⑥	所得 ⑤-⑥
			うち 成績払						
小麦(田)		12	40	13	35	-	87	45	41
大豆(田)		21	27	7	35	-	83	42	41
米粉用米	42	25	-	-	80	-	105	62	43
飼料用米	20	9	-	-	80	-	89	62	28
〔わら利用の場合〕	20	9	-	-	80	13	102	62	41
主食用米		106	-	-	-	-	106	80	26

注1)販売収入は、米粉用米4,800円/60kg(80円/kg:現物併済米の米粉用への販売価格)、飼料用米31円/kg(政府所有米穀の飼料用途向け売渡価格に応じた全農スキームの販売価格)を用いて算定。  
注2)単収は、米粉用米530kg/10a(水稲の平均単収)、飼料用米650kg(先駆的取組である山形県遊佐町で使用されている品種「ふくひびき」の試験成績(粗玄米重703kg/10a)と18、19の取組事例の平均値600kg/10aを勘案)を用いて試算。  
注3)流通経費は、米粉用米2,000円/60kg、飼料用米1,000円/60kg(全農事例)から試算。  
注4)主食用米、小麦、大豆の販売収入は、H19生産費調査(全階層平均、主産物)。  
注5)経営所得安定対策は、全国の平均単価を用いて試算。  
注6)飼料用米の13千円/10aは耕畜連携粗飼料増産対策事業の助成金(上限)。  
注7)面積当たり経営費は、米粉用米、飼料用米、主食用米は19年度産生産費の全算入生産費から家族労働費、自己資本利子及び自作地地代を控除。さらに、米粉用米、飼料用米は主食用米の機械を活用するため、農機具費及び自動車費の償却費を控除(山形県遊佐町の事例でも同様の考え方で試算。)

農林水産省は「戸別所得補償制度推進本部」を設置し、モデル事業の検討を含む戸別所得補償制度の制度設計、その他戸別所得補償制度の導入に当たり必要な事項について検討を行っており、このほどその骨格が発表されました。米戸別所得補償モデル事業では、米の生産数量目標に即した生産を行った販売農家・集

落営農に全国一律に10a1万5千円を交付。また、麦・大豆・飼料作物は3万5千円、新規需要米(米粉用、WCS用稲など)は8万円の交付する水田利活用自給力向上事業の概要も発表になりました。必要は次のとおりです。なお、激変緩和措置により助成単価が変更される場合があります。